

桐生市行政改革方針

平成 31 年 3 月
(令和 6 年 3 月改定)

桐 生 市

目 次

1 桐生市を取り巻く環境	1
1 少子高齢化の進展と人口減少	1
2 市税、普通交付税の減収と今後の財政の見通し	2
3 公共施設の老朽化	5
4 地方分権社会と市民ニーズの多様化	5
2 行政改革方針策定の主旨と重点項目	6
3 行政改革の体系図	8
4 行政改革の検討事項	9
重点項目1 効率的・効果的な行政経営の推進	9
重点項目2 民間活力の導入・市民協働の更なる推進	11
重点項目3 少数精鋭を前提とした人材育成	11
重点項目4 健全な財政基盤の確立	12
参考 これまでの行財政改革の取組	14
桐生市行政改革方針及び実施計画策定経過	16
「桐生市行政改革方針有識者委員会」委員名簿	17

1 桐生市を取り巻く環境

桐生市はこれまで定員管理の適正化、事務事業の見直し、組織機構の簡素化などを基本方針として行政改革を進めてきました。しかしながら、少子高齢化・人口減少問題などを背景に市税収入の増加が見込めないことに加え、旧合併特例法の特例措置に係る普通交付税の段階的な縮減による歳入の減少、公共施設の老朽化、多様化する市民ニーズへの対応など、桐生市は様々な行政課題に直面しています。こうした状況に的確に対応し、市民サービスを維持向上していくためには、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を有効かつ効率的に活用し、新たな行政経営※へシフトしていくことが求められます。そのために、桐生市は総力をあげて行政改革を引き続き進めていく必要があります。

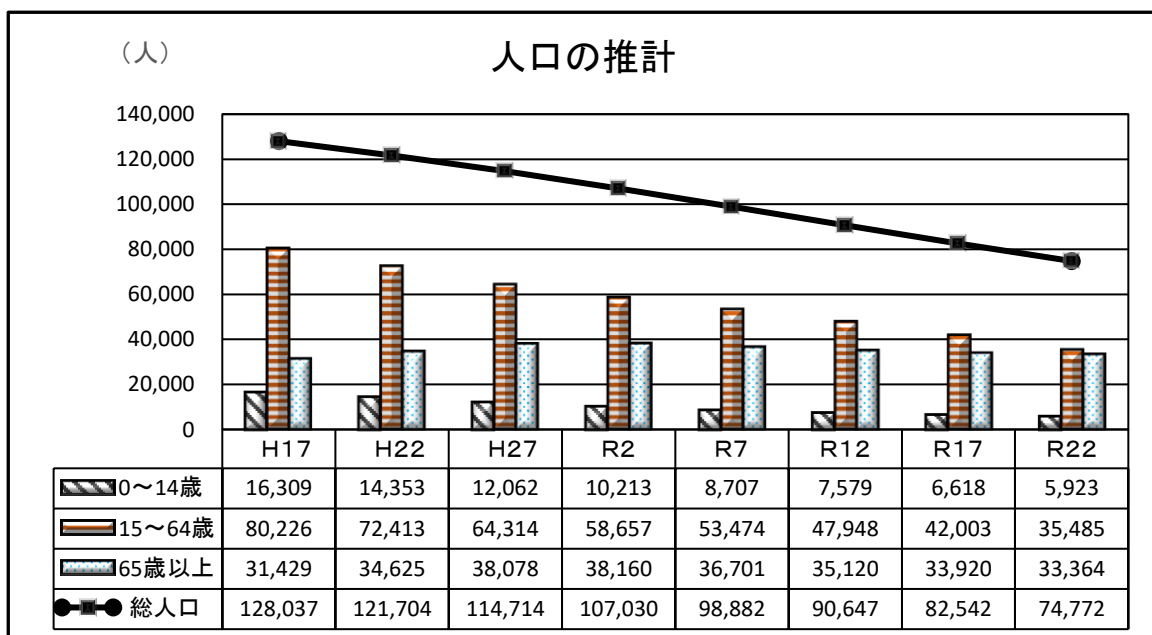
※行政経営

多くの民間企業に共通する理念は、顧客を満足させるサービスや商品を提供することにより、継続的に利潤を追求していき、社会へ貢献することである。「行政経営」とは、その理念を達成するための手法を積極的に取り入れながら、行政活動の目的である「市民満足の向上」を目指し、住民の福祉向上を図ることにある。

1 少子高齢化の進展と人口減少

桐生市の人口は、昭和50年をピークに減少に転じ、平成29年度末においては11万3,103人となっており、将来人口推計では、今後も減少は避けられない見込みとなっています。また、年齢3区分別人口については、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少傾向にある中、老年人口は増加傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所によれば、令和17年には総人口の40パーセントを超えることが推計されています。

人口減少は、地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという悪循環を招くこととなります。また、市民が日常生活に必要とする各種サービスの利用者及び消費者の減少と税収の減少により、これまでの人口規模に合わせたサービスが維持できなくなり、サービスの見直しを余儀なくされることも考えられます。これからの行政経営においては、人口減少・少子超高齢社会に対応し、将来にわたり自立的で持続可能なまちづくりに向けた行政改革の推進が必要です。



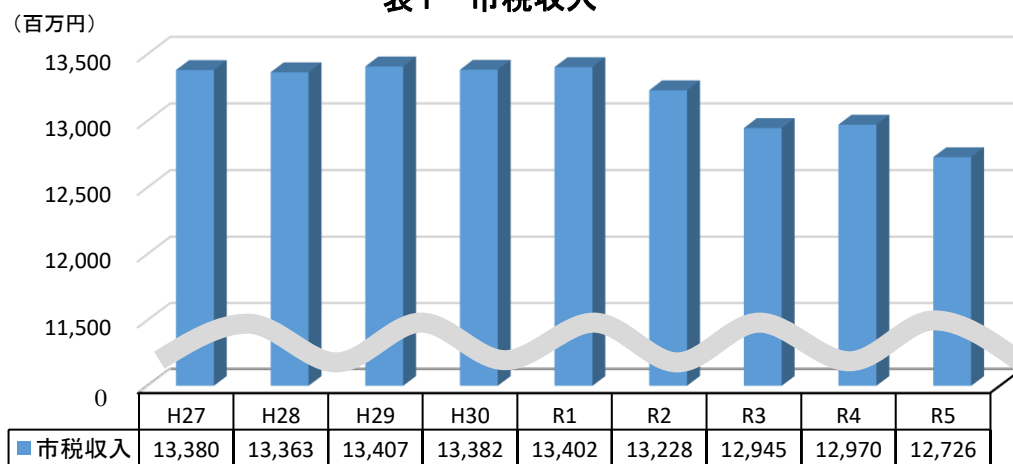
【出典】桐生市人口ビジョン（令和2年度改訂版）

2 市税、普通交付税の減収と今後の財政の見通し

本市における財政の状況は、歳入面では、人口減少や地価下落などにより、市税収入の増加を見込むことは難しいことに加え、普通交付税の合併算定替※により、平成 28 年度から 5 年間で段階的に縮減されており、近年の普通交付税の増加が新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響によるものであることを考えると、一般財源の確保が厳しい状況には変わりがないことが見込まれます。

また、歳出面では、少子超高齢社会の進行による扶助費※の増加や市有施設の更新等に係る経費の増加など多額の費用が必要となり、今後もこのような財政状況が続くことが予測されます【P2 表 1 及び 2】。

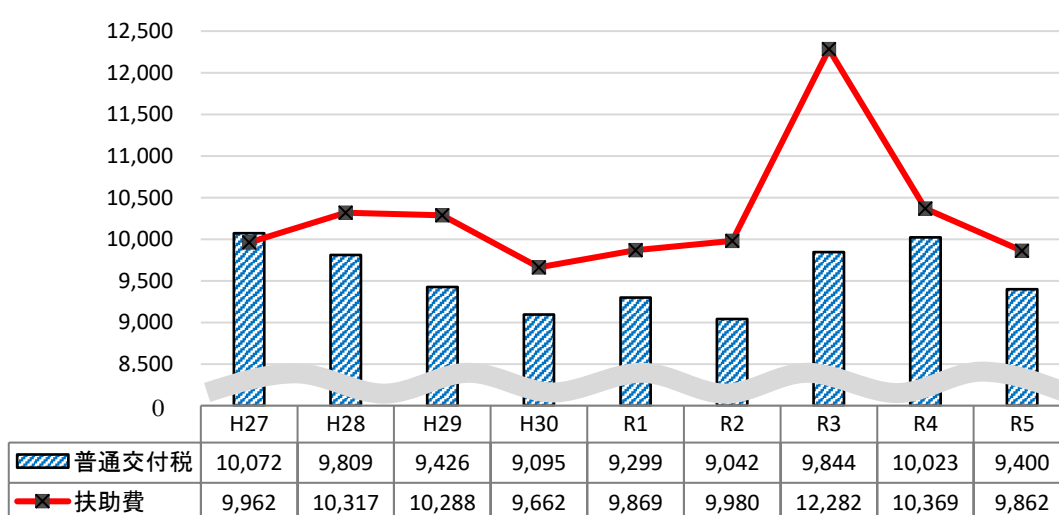
表1－市税収入



※R4 までは決算額、R5 は当初予算額

○市税収入は、平成 27 年度から令和元年度までは現状維持の状況であったが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響もあって近年は減少傾向に転じている。

表2－歳入の普通交付税と歳出の扶助費の推移



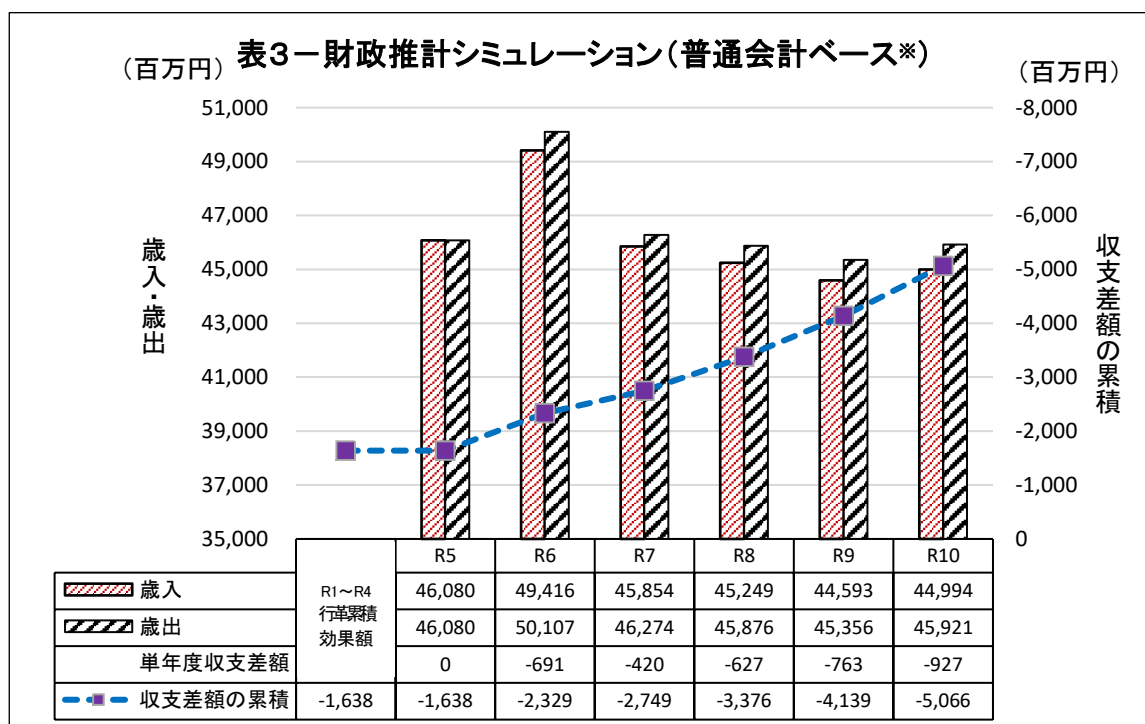
※R4 までは決算額、R5 は当初予算額

○普通交付税は、平成 28 年度からの合併算定替による段階的縮減により減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響もあって、令和 4 年度は縮減が始まる前の平成 27 年度の水準まで増加している。令和 3 年度の扶助費が急増したことについては、非課税世帯等臨時特別給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の影響によるものである。

また、財政調整基金※（令和4年度末残高約47億円）についても、予算編成において、財源不足分を基金の取崩しにより補てんを続けている状況であり、今後、基金が底をつき、厳しい行政運営を強いられることも予想されます。

このことを踏まえ、財政調整基金を一定額以上確保することを前提として、令和5年度からの財政状況について再度推計をしたところ、行政改革を実施せずにこのまま推移した場合、単年度の収支において、令和6年度から財源不足が続き、令和元年度から令和4年度までの行政改革累積効果額をその間の収支差額として計算すると、10年間における収支差額の累積は、**約51億円**の財源不足となる見込みとなります【P3表3】。

以上のことから、市民ニーズに応え、行政サービスを維持・向上させていくためには、歳入の確保に努めるとともに、不断の行政改革による歳出の徹底した見直しを行い、財政の健全化を図りながら、さらに効率的かつ効果的な行政経営を推進する必要があります。



注1 令和5年度は当初予算のため、歳入・歳出同額となっています。

注2 令和元年度～令和4年度の行政改革累積効果額を収支差額として計上しています。

※ 合併算定替

普通交付税について、合併後10か年度は、合併市町村がそのまま存続したものととして算定される交付税額の合計額を保障し、その後5か年度については保障額を段階的に縮減していくことによって、合併市町村が合併により交付税上不利を被ることがないようにする特例。

※ 扶助費

社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など、国の法律に基づいて支出する経費及び、市が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出する経費。

※ 財政調整基金

自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。残高は、一般会計予算規模の10%程度を目標としている。

※ 普通会計

会計区分が異なる自治体の財政状況を比較するために設けた、統計用の基準。一般会計と、特別会計のうち主に公営事業を除いた部分の合計額。桐生市においては、一般会計に、学校給食共同調理場特別会計、新里温水プール事業特別会計の合計額から一般会計繰入金等を控除し、合計した会計。

令和元～4年度

行政改革累積効果額(収支の累積改善額)

+1,638 百万円

令和5～10年度

歳入

財政推計

(単位:百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	合計
市税	12,726	12,773	12,721	12,677	12,489	12,449	75,835
地方交付税(※)	9,950	10,050	10,050	10,050	10,050	10,050	60,200
国庫支出金・県支出金	9,443	9,727	9,759	9,791	9,823	9,855	58,398
地方債	2,990	6,030	3,070	2,376	2,376	2,376	19,218
財政調整基金繰入金	1,560	1,250	750	1,250	750	1,150	6,710
その他	9,411	9,586	9,504	9,105	9,105	9,114	55,825
計	46,080	49,416	45,854	45,249	44,593	44,994	276,186

歳出

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	合計
人件費	8,548	9,248	8,695	9,358	8,704	9,096	53,649
扶助費	9,862	10,009	10,059	10,109	10,160	10,211	60,410
公債費	3,901	3,466	3,393	3,427	3,462	3,533	21,182
投資的経費	5,272	8,740	5,435	4,242	4,242	4,242	32,173
繰出金	3,952	3,802	3,849	3,897	3,946	3,997	23,443
その他	14,545	14,842	14,843	14,843	14,842	14,842	88,757
計	46,080	50,107	46,274	45,876	45,356	45,921	279,614

単年度収支差額	0	-691	-420	-627	-763	-927	-3,428
収支差額の累計	-1,638 ※	-2,329	-2,749	-3,376	-4,139	-5,066	-5,066

※令和元年度～令和4年度の行政改革累積効果額を収支差額として計上しています。

財政調整基金残高(令和5年度末以降は見込額)

R3末	R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R9末	R10末
3,566	4,711	4,451	3,952	3,953	3,454	3,455	3,056

※ 地方交付税

地方公共団体が等しく行うべき事務を遂行することができるように一定の基準により国が交付する制度。普通交付税もその一つ。

3 公共施設の老朽化

桐生市では、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて、人口の増加や市民ニーズの拡大に応じて、多くの施設を建設し市民サービスの充実に努めてきました。しかし、現在では多くの施設が老朽化し、同じ施設を維持していくためには大規模な改修や建て替えの検討が必要となっています。また、防災拠点となる本庁舎をはじめとする施設の老朽化は看過できない課題となっています。

このような課題に加え、少子高齢化と人口減少が進む中、平成 29 年 3 月に策定した「桐生市公共施設等総合管理計画※」などに基づき、今後の公共施設のあり方について検討していかなければならない状況にあります。

※ 桐生市公共施設等総合管理計画

当市が管理している全ての公共施設などについて全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設などの最適な配置の実現を図るという計画。

4 地方分権社会と市民ニーズの多様化

地方分権の進展により、自治体が責任を持って、自らの判断で地域の実情に合った行政経営を行っていくことが必要であり、今よりも増して地方自治体の自主性、自立性が求められます。また、社会経済情勢の変化に伴い、市民の価値観やニーズは多様化しており、行政課題も多岐にわたります。

地方分権社会と多様化する市民ニーズに対応していくために、職員一人ひとりが「地方自治のプロフェッショナル」としての自覚を持ち、意識改革、能力向上を図るとともに、多様化する課題に柔軟に対応できる組織体制を確立し、組織全体の機動力を向上させることが求められます。また、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するには、限りある財源を効率的・効果的に運用するだけでなく、民間活力の導入や市民との協働※をさらに推進し、官民が総力をあげて地域課題に取り組んでいくことが必要となっています。

※ 協働

それぞれの主体が同じ目標に向かって対等な立場で協力しながら、自らの役割を果たすものと実際に一緒に行うものの両方をいう。

2 行政改革方針策定の趣旨と重点項目

平成 17 年度から平成 26 年度までの「桐生市行財政改革方針」に基づく改革により行政のスリム化が進められ、財政面において一定の成果を収めることができました。今後についても、限られた資源（ヒト、モノ、カネ）を有効的に活用し、持続可能都市に向けた行政経営を推進するため、行政自らが変化し、あらゆる課題に柔軟に対応できるように組織形態や運営方法を見直す必要があります。

行政改革の推進にあたっては、「桐生市新生総合計画」や「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「桐生市公共施設等総合管理計画」等の施策をもとに次の 4 つの柱を重点項目に掲げ、「桐生市独自の持続可能なまちづくり」の実現に向けて施策に取り組んでいきます。

なお、この改革方針の計画期間は、令和元年度から令和 10 年度までとし、この 10 年間の財政推計シミュレーションによる**約 5 1 億円**の財源不足を解消していきます。

● 効率的・効果的な行政経営の推進

様々な視点から事務事業を見直すとともに、新たな行政ニーズに対し、より効率的・効果的に対応できる行政経営を推進します。

- ・事務事業の効率化
- ・機能的な組織の構築
- ・ICT※の活用
- ・窓口業務の見直し
- ・公共施設の適正な管理

※ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報・通信に関する技術の総称。IT の概念を更に一歩進め、情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味したもの。

● 民間活力の導入・市民協働の更なる推進

サービス水準の維持・向上及び費用対効果を十分に検討し、民間活力の活用を図るとともに、市民団体等との連携を深め、自治組織、NPO 及び民間との協働の更なる推進を図ります。

- ・民間活力の導入の推進
- ・自治組織、NPO 及び民間との協働の更なる推進

● 少数精鋭を前提とした人材育成

自主性・自立性の高い行政経営を行うため、それを支えていく職員の意識改革、人材育成を推進します。

- ・時代の変化に対応できる人材育成の推進
- ・ワークライフバランス※の推進

※ワークライフバランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任感を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

● 健全な財政基盤の確立

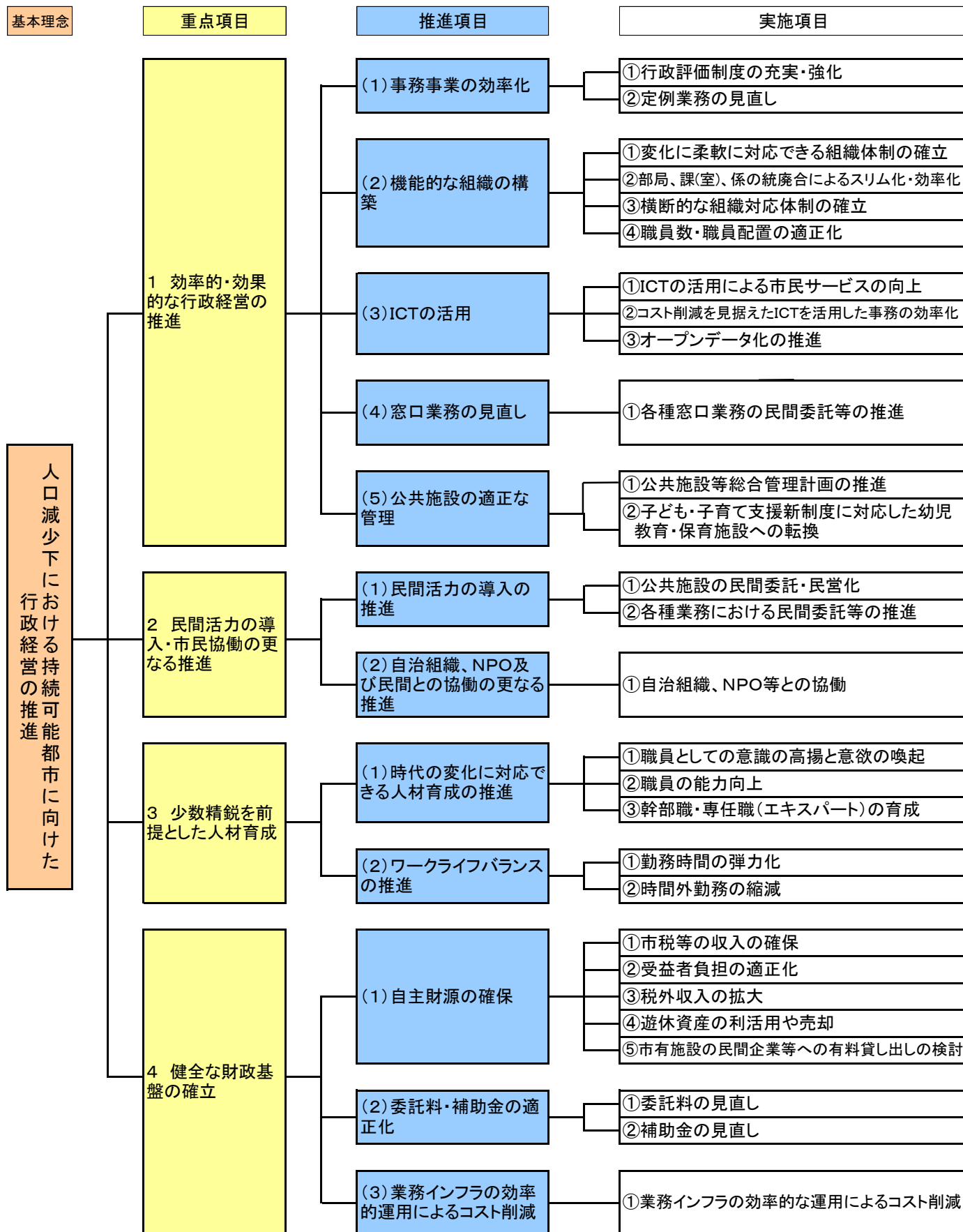
市税等の収納率の向上を図るとともに、遊休資産の利活用や委託料、補助金の見直し等を行い、事務・事業コスト削減に努めます。

- ・ 自主財源の確保
- ・ 委託料・補助金の適正化
- ・ 業務インフラ※の効率的運用によるコスト削減

※業務インフラ

業務上必要となる設備等（車両、電算システム、パソコン、コピー機等）

3 行政改革の体系図



4 行政改革の検討事項

重点項目 1	効率的・効果的な行政経営の推進
様々な視点から事務事業を見直すとともに、新たな行政ニーズに対し、より効率的・効果的に対応できる行政経営を推進します。	

推進項目（1）	事務事業の効率化
行政評価 [※] 制度の充実・強化を図り、事務事業に係る成果、必要性、有効性などについて見直しを行い、継続的な改善を推進します。	

※行政評価：行政が行う様々な活動を「どのような成果があったか」「目標を達成しているか」などの視点から検証し、その結果を行政運営の改善等に生かしていこうという取組。

①行政評価制度の充実・強化

事務事業の見直しを効果的に進めるために、行政評価制度における評価方法などの研究を進め、制度の積極的な活用を図ります。

②定例業務の見直し

廃止、縮小及び外部委託等も念頭に、定例的な事務の見直しを図ります。また、質の高いサービスを安定的に提供するためのマニュアルを整備するなど効率的な事務の執行を図ります。

推進項目（2）	機能的な組織の構築
新たな市民ニーズに効率的・効果的に対応できる機能的な組織体制を構築します。	

①変化に柔軟に対応できる組織体制の確立

社会情勢、市民ニーズの変化を踏まえ、市が抱える課題に機能的・機動的に対応できるように、組織機構の見直しを行います。

②部局、課(室)、係の統廃合によるスリム化・効率化

所期の目的を達成した組織の見直しや組織の統合などを行い、スリムで効率的な組織体制を確立します。

③横断的な組織対応体制の確立

市全体や複数部局にわたる市民ニーズなどに迅速に対応するため、組織の枠を超えて人的資源を有効活用し、機能的・機動的な組織対応体制を確立します。

④職員数・職員配置の適正化

事務事業の見直しや民間委託の推進、退職者の補充の抑制等により、職員数及び職員配置の適正化を計画的に進めます。

推進項目（３）	ICTの活用
市民サービスの向上や事務処理の効率化、経費の削減を図るため、ICTを積極的に活用します。	

① ICTの活用による市民サービスの向上

マイナンバー[※]の活用を通じた今後の行政サービスのあり方を含め、各種証明書のコンビニ交付や電子申請の導入など、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供します。

※マイナンバー：行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤であり、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

② コスト削減を見据えたICTを活用した事務の効率化

新しい技術の導入・活用により、更なる事務の効率化、スピードアップを図ります。

③ オープンデータ化の推進

市が保有している公的データを編集・加工がしやすい形式、二次利用可能な形式で公開するオープンデータ[※]の取組を進めます。

※オープンデータ：「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり、「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のことをいう。

推進項目（４）	窓口業務の見直し
窓口業務における市民サービスの向上と事務の効率化を図ります。	

① 各種窓口業務の民間委託等の推進

効率的で効果的な事務の執行のため、各種窓口業務の民間委託等を推進します。

推進項目（５）	公共施設の適正な管理
人口減少を見据え、老朽化した公共施設の適正な配置、必要性を見直します。	

① 公共施設等総合管理計画の推進

桐生市公共施設等総合管理計画(平成28年度策定)に基づき、施設の計画的な管理を実施します。

② 子ども・子育て支援新制度に対応した幼児教育・保育施設への転換

子ども同士が集団の中で健やかに成長できるよう、また、子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度[※]に対応した幼児教育・保育施設への転換を図ります。

※子ども・子育て支援新制度：幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を量と質の両面から拡充し、社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていくことを目的とする平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度のこと。

重点項目 2	民間活力の導入・市民協働の更なる推進
サービス水準の維持・向上及び費用対効果を十分に検討し、民間活力の活用を進めるとともに、市民団体等との連携を深め、市民協働の更なる推進を図ります。	

推進項目（1）	民間活力の導入の推進
民間事業者の専門知識やノウハウを活用し、効率的で効果的な事務の執行と市民サービスの向上を目指して、民間委託や <u>指定管理者制度</u> ※等を活用し、民間活力の導入を推進します。	

※指定管理者制度：平成15年9月に施行された「改正地方自治法」によって創設された制度。従来、公の施設の管理委託は、同法によって、市が出資する法人や公共的団体等に限定されていたが、民間事業者による運営も可能にしたもの。

①公共施設の民間委託・民営化

公共施設の管理運営について、市民サービスの向上と運営の効率化という観点からより効果的な運営方法について検討し、指定管理者制度やPFI※の活用、民営化等を推進します。

※PFI：公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

②各種業務における民間委託等の推進

限られた人的資源を効率的に配分するため、各種業務における更なる民間委託を推進します。

推進項目（2）	自治組織、NPO及び民間との協働の更なる推進
多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、企業、 <u>NPO</u> ※、市民団体等とパートナーシップを構築し、更なる協働を推進します。	

※NPO：利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、社会的な使命を達成することを目的にした組織のことをいう。

①自治組織、NPO等との協働

地域の課題や新たな行政課題への対応について、自治組織やNPO及び民間で担うことができる分野を整理し、積極的に協働を推進します。

重点項目 3	少数精鋭を前提とした人材育成
自主性・自立性の高い行政経営を推進するため、それを支えていく職員の意識改革、人材育成を推進します。	

推進項目（1）	時代の変化に対応できる人材育成の推進
市民からの信頼を得て、より良い桐生のまちづくりを担う職員を育成するため、職員の意識改革と更なる能力の向上を図ります。	

①職員としての意識の高揚と意欲の喚起

職員が常に問題意識を持って主体的に行動し、高い気概と意欲を持って仕事に取り組んでいく職場風土を醸成します。

②職員の能力向上

職員が行政のプロであることを自覚するとともに、能力開発を図り、より高い知識・技能を修得するための取組を行っていきます。

③幹部職・専任職（エキスパート）の育成

若い年代から将来を担う職員を育成していくことや、特定の業務に精通・習熟した専任職（エキスパート）を育成していくための取組を推進します。

推進項目（２）	ワークライフバランスの推進
----------------	----------------------

事務内容の見直し、効率化を図り、ワークライフバランスの実現を図ります。	
-------------------------------------	--

①勤務時間の弾力化

より効率的な勤務と労働時間の短縮を図るため、勤務時間の弾力的運用を積極的に推進します。

②時間外勤務の縮減

事務処理方法の見直し、事務分担の適正化などにより、効率的な事務の執行を図ることで、時間外勤務の縮減を図ります。

重点項目 4	健全な財政基盤の確立
---------------	-------------------

市税等の収納率の向上を図るとともに、遊休資産の利活用や委託料、補助金の見直し等を行い、経費削減に努めます。	
---	--

推進項目（１）	自主財源の確保
----------------	----------------

事業のスクラップの徹底と前例踏襲からの脱却による歳出構造の見直し、一層の歳入確保への取組を強く進めることにより、財政構造の弾力性を高めます。	
--	--

①市税等の収入の確保

市税収納率をはじめとする各種使用料等の収納率の向上を図ります。

②受益者負担の適正化

市民負担の公平性の観点から受益者負担の原則に基づき、適正な負担となるよう各種手数料・使用料等を見直しを図ります。

③税外収入の拡大

印刷物やホームページバナー、公共施設等を広告媒体として提供する有料広告事業に引き続き積極的に取り組むとともに、ネーミングライツ[※]導入の推進などの広告収入の拡大に努めるほか、ふるさと納税制度を活用するなど、更なる自主財源の確保を図ります。

※ネーミングライツ：公共施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利。命名権ともいう。

④遊休資産の利活用や売却

積極的に遊休資産の利活用や売却を図ります。

⑤市有施設の民間企業等への有料貸し出しの検討

貸館業務を行っている市有施設などの活用しきれていないスペースを民間に有償で貸し出すなど、有効活用の検討を図ります。

推進項目（２）	委託料・補助金の適正化
----------------	--------------------

委託料・補助金の妥当性について検証し、適正化を図ります。	
------------------------------	--

①委託料の見直し

現在委託を行っている業務について、委託料が適正であるかを検証し、特に、長期的・固定的になりやすい委託業務については、毎年度その費用対効果を徹底的に見直し、改善を図ります。

②補助金の見直し

補助金の適正化に努めるため、客観的で公平な評価ができるシステムを構築し、これに基づき補助金の見直しを行います。

推進項目（３）	業務インフラの効率的運用によるコスト削減
----------------	-----------------------------

業務インフラの効率的な運用を図り、更なるコスト削減を図ります。	
---------------------------------	--

①業務インフラの効率的な運用によるコスト削減

公用車などの業務インフラについて、リースの活用や一括管理などによる効率的運用を図り、調達・維持管理に係る経費削減に向け、取り組みます。

【参考】これまでの行政改革の取組

桐生市はこれまで、長引く景気の低迷や生産年齢人口の減少等による自主財源の減少により悪化した財政状況を改善し、財政体質の健全化を図ることを目的として、桐生市行財政改革方針を策定し、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間で、削減効果額約 39 億円を目標として取り組んできました。

特に、肥大化した財政規模を縮小させるため、人件費を含む義務的経費と補助費、物件費等の削減に努め、計画最終年度である平成 26 年度には、削減効果額 33.6 億円を達成することができました。

行政改革に着手した平成 17 年度からの 10 年余りの間で社会情勢は大きく変化し、行政需要も多様化の一途をたどってきました。これまで取り組んできた行政改革については、一定の成果をもってひとつの区切りとし、今後は時代の変化に対応した新たな行政改革を進めていきます。

＜桐生市行財政改革方針による改革の成果＞

●人件費削減による効果額：27.3 億円

職員定数の適正化や給与体系の見直しにより、人件費を削減しました。

- ・ 350 人の職員削減：平成 17 年度～平成 26 年度
- ・ 特殊勤務手当 15 種類を廃止

●管理・運営の見直しによる効果額：2 億円

民営化等による経営の合理化により運営コストを削減しました。

- ・ 社会福祉事業団の改革（桐生みやま園）、長寿センターの民営化
平成 18 年度から桐生市社会福祉協議会に統合しました。
長寿センターの施設運営のため有料化を実施しました。
- ・ 市立保育園の民営化
平成 18 年度に 4 園、平成 19 年度に 1 園 計 5 園を民営化しました。
- ・ 指定管理者制度の導入
平成 18 年度から実施。平成 21 年度までに 26 施設において導入しました。

●経費の削減、増収による効果額：4.3 億円

- ・ おりひめバス運行事業の改革
車体ラッピング広告及び車内ポスター広告を始めました。
運行経路・運賃体系の見直し、利便性の向上に努めました。
- ・ 広報紙、ホームページ、公用車、案内板等に広告掲載
- ・ 行政協力委員制度廃止
平成 17 年度から委託料を 20%、事務委託料調整費を 50%減額しました。
平成 20 年度から制度廃止し自治会組織へ業務を委託しました。

- ・環境保健協力委員制度廃止
平成 20 年度から制度廃止 自治会組織へ業務を委託しました。
- ・各種補助金の改革
補助事業評価のための基準作成し、平成 17 年度から継続して見直しを実施してきました。
- ・持込みごみ処理手数料の見直し
平成 18 年 3 月、平成 26 年 4 月に単価を改定しました。
- ・滞納特別対策室の設置
実態調査及び財産調査等の滞納処分業務を強化しました。
不動産公売やインターネット公売を実施し、市税滞納額の圧縮に努めました。

桐生市行政改革方針及び実施計画策定経過

	開催期日	会議内容
部長会議	平成 28 年 9 月 20 日	桐生市行政改革方針（案）について協議
第 1 回 有識者 委員会	平成 28 年 10 月 28 日	正副委員長の互選 桐生市行政改革方針（案）について（1 桐生市を取り巻く状況 ～ 4 行政改革の検討事項 重点項目 3 少数精鋭を前提とした 人材育成）
第 1 回 実施計画 検討委員会	平成 28 年 11 月 16 日	正副部会長の互選 「行政経営・市民協働部会」、「財政・人材育成部会」での検討
第 2 回 実施計画 検討委員会	平成 28 年 11 月 24 日	「行政経営・市民協働部会」、「財政・人材育成部会」での検討
第 3 回 実施計画 検討委員会	平成 28 年 12 月 6 日	「行政経営・市民協働部会」、「財政・人材育成部会」での検討
第 2 回 有識者 委員会	平成 28 年 12 月 13 日	桐生市行政改革方針（案）について（重点項目 4 健全な財政基 盤の確立、前回修正部分について）
第 4 回 実施計画 検討委員会	平成 28 年 12 月 14 日	「行政経営・市民協働部会」、「財政・人材育成部会」での検討
第 5 回 実施計画 検討委員会	平成 28 年 12 月 27 日	合同部会（各部会検討案の整合性協議）
第 6 回 実施計画 検討委員会	平成 29 年 1 月 6 日	合同部会（各部会検討案の最終調整）
部長会議	平成 29 年 10 月 16 日	桐生市行政改革方針実施計画（案）について協議
部長会議	平成 29 年 11 月 6 日	桐生市行政改革方針実施計画（案）について協議
第 3 回 有識者 委員会	平成 29 年 12 月 13 日	桐生市行政改革方針実施計画（案）について（実施施策 1「行政 評価制度の活用による事務事業の見直し」～実施施策 5「適正な 定員管理の推進」）

第4回 有識者 委員会	平成30年 1月10日	桐生市行政改革方針実施計画（案）について（実施施策6「ICTを活用した効率的、効果的な行政運営の推進」～実施施策12「使用料・手数料の見直し」）
第5回 有識者 委員会	平成30年 1月30日	桐生市行政改革方針実施計画（案）について（実施施策13「桐生が岡遊園地・動物園の新たな収益方法の検討」～実施施策18「業務インフラの見直し」）
第6回 有識者 委員会	平成30年 2月14日	桐生市行政改革方針実施計画（案）について（修正部分について）
第7回 有識者 委員会	平成30年 3月28日	桐生市行政改革方針（案）及び桐生市行政改革方針実施計画（案）について
部長会議	平成30年 5月22日	有識者委員会を受けての桐生市行政改革方針（案）及び桐生市行政改革方針実施計画（案）について
部長会議	平成30年 12月3日	桐生市行政改革方針（案）及び桐生市行政改革方針実施計画（案）について協議
部長会議	平成30年 12月17日	桐生市行政改革方針（案）及び桐生市行政改革方針実施計画（案）について協議及び決定
意見提出 手続き	平成31年 1月22日～ 2月20日	意見提出手続（パブリックコメント）の実施
部長会議	平成31年 3月18日	桐生市行政改革方針及び桐生市行政改革方針実施計画の決定

「桐生市行政改革方針有識者委員会」委員名簿

役職名	氏名	備考
委員長	伊藤正実	・国立大学法人群馬大学教授 研究・産学連携推進機構 産学連携・知的財産部門副部門長 研究支援人材育成コンソーシアム室長
副委員長	金居成治	・元群馬県東部県民局長 ・元群馬県商工会連合会専務理事
委員	雅楽川陽子	・有限会社COCO-LO 代表取締役
委員	大道裕宣	・元朝日新聞社記者 ・ジャーナリスト（Labo-d 代表）
委員	柳澤彰	・税理士（関東信越税理士会桐生支部）

（敬称略）